

2015 年 11 月 26 日

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス

(目的)

本ガイドラインは、三越伊勢丹ホールディングス・グループ（以下、当社グループ）の持続的な成長と中長期的な価値向上に資することを目的として、当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営指針を定めるものであります。

(見直し)

本ガイドラインは、当社の事業及び環境の変化を踏まえて、必要に応じて改定いたします。

1. 基本的な考え方

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、経営機構改革と併せて、コーポレートガバナンス改革を推進しております。

また、企業の社会的責任を果たすという観点から、企業活動の透明性を高めるとともに、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆さまに対し提供すべき様々な価値の創造に努め、様々なステークホルダーの皆さまから信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでまいります。

2. 基本方針

(1)三越伊勢丹グループ企業理念

当社グループは、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行い、中長期的な価値向上を図る活動の基礎として、企業理念を定めております。

その企業理念の中で、理念を端的に表現したものとして、「向き合って、その先へ。」という「グループスローガン」を掲げ、スローガンの基盤となるグループとしての意思と価値観を表したものであるとして「グループの姿勢」を、スローガンが表す進化の方向性として「グループビジョン」をそれぞれ定めております。

・グループスローガン 「向きあって、その先へ。」

グループスローガンは、「グループ企業理念」全体を端的に表現したものであり、向きあうことで、世界随一の小売サービス業であり続けようとするグループとしての宣言です。

『向きあって、』は、「グループの姿勢」、グループとして変わることのない意思と価値観を表しています。『その先へ。』には、「グループビジョン」、めざすべき未来であり、進化の方向であり、価値創造の目標という意味が込められています。

・グループの姿勢 「真摯に、しなやかに、力強く、向きあいます。」

さまざまな人々の知恵や力に支えられて、当社グループの今日があります。取り巻く社会・環境が大きく変化する今、お客さま満足の最大化を実現するには、さまざまなステークホルダー（お客さま、従業員、株主、お取引先、地域社会）との結びつきが、より一層、重要になります。 私たち一人ひとりがそれぞれのステークホルダーと「向きあう」ことにより、将来にわたり、かけがえのない信頼関係を築いていきます。

・グループビジョン

当社グループは、「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」となります。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働・サステナビリティの充実

当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向け、お客様、従業員、お取引先および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努めます。

また、社会・環境問題をはじめとしたサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行い、女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進することで、多様性を確保し健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めてまいります。

(3) 株主との対話および株主の権利・平等性の確保

当社グループは、様々なステークホルダーの中で株主は資本提供者として重要な要であり、コーポレートガバナンスの規律における重要な起点であると認識し、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行います。

①株主との対話

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主総会の開催日を適切に設定し、わかりやすい記載に努めた招集通知を早期に発送し、当社のホームページに掲載するなど、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行います。

また、当社は、株主・投資家との対話は企業価値を高めることとして、重要であると認識しております。「IRポリシー」に基づき、株主総会以外にも、国内外の機関投資家、個人株主に対してミーティング、決算説明会などを、合理的な範囲で積極的・継続的に実施し、その意見を当社の経営に活かしてまいります。

②政策保有株式

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等の取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有する場合があります。

保有上場株式の議決権の行使については、当該会社の持続的な企業価値の向上に繋がるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

③関連当事者間の取引

当社は「取締役会規程」、「グループ意思決定手続規程」により、取締役・執行役員・相談役・理事・顧問とその特定家族が競合取引もしくは利益相反取引または当社グループとの取引を行おうとする場合は、事前にその取引につき重要な事実を取締役会に開示し、承認を受けることとしております。取締役会は、その取引について十分に審議したうえで意思決定を行っております。

(4) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、開示情報、開示手段、株主・投資家とのコミュニケーションの充実などを「IRポリシー」として定め、その方針に基づき、株主・投資家の皆様の信頼と共感を得られる企業を目指しております。

(5) 取締役会の構成等

①取締役会の責務

当社は、株主に対する受託責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上・収益力・資本効率などの改善を図るため、中長期計画の実行、内部統制システムやリスク管理体制を整備し、経営陣によるリスクテイクを支えます。

当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会を設置して、高い実効性をもって適切に経営陣および取締役を監督してまいります。

②取締役会の構成

取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験、能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本とします。社外取締役については、経営に関する経験・見識・財務に関する専門性などを考慮し、複数名選任する方針です。また、取締役および監査役の兼任の状況については毎年開示しております。

③取締役会の運営

当社では、取締役会は会社法に定める取締役会の専決事項および定款、取締役会規程およびグループ意思決定手続規程に定める付議事項を決議しております。具体的には株主総会、経営一般、人事、組織、労務、資産、財務等に関する事項について、一定の基準を設け、その基準に則って、取締役会で決議する事項と、経営陣幹部により構成される経営戦略会議で決議する事項を定めております。

④経営陣幹部の選任・取締役候補者・監査役候補者の指名

当社は、選任・指名を行うに当たり、役員等を選任する場合は、法令上の適格性を満たしていることに加え、広い見識、高い倫理観と豊かな経験を有していること方針としております。

その選任の際の手続きについて、外部による厳密な評価や視点の入った社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会において、取締役・監査役の候補者の審議を行い、取締役会に答申しております。なお、取締役・監査役の個々の選任理由につきましても、開示してまいります。

⑤経営陣幹部・取締役の報酬

取締役会は、経営陣幹部・取締役の報酬については、株主と役員の利害一致の促進、企業業績と企業価値の持続的な向上、競合企業との水準、評価・報酬決定方法の客観性・透明性の確保を基本方針として、指名報酬委員会にて審議のうえ、決定をしています。

具体的には、毎月定額の「基本報酬」、全社業績・部門財務業績・部門計画実現度を基準とした年1回の短期インセンティブの「業績連動賞与」、中長期インセンティブとしての企業価値連動の「ストックオプション」の3つで構成されています。

⑥独立社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役および社外監査役を独立役員として指定するに当たっては、東京証券取引所が定める独立性の基準を遵守し、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことを確認しております。

⑦取締役会評価

当社は、取締役会全体の実効性については、取締役会において取締役会のあり方を審議し、評価項目・分析方法を定め、その結果の概要を開示してまいります。

⑧取締役・監査役のトレーニング

当社グループは、取締役および監査役がその役割を果たすために必要とする知識・情報を収集し、教育を行い、取締役および監査役の職務執行を支援しております。

具体的には、新任社内役員への取締役・監査役に関する一般的な役割・責務についての研修の実施、新任社外役員への自社の事業・財務・組織等に関する説明会の実施、社内取締役および常勤監査役に対する定期的な社内勉強会の実施、有識者セミナーへの参加などのプログラムを用意しております。

以 上